

千葉市電子入札運用基準

(目的)

第1条 本運用基準は、本市（水道局及び病院局を除く。以下同じ。）が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る電子入札の適正かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は千葉県電子自治体共同運営協議会が定める規定並びに千葉市契約規則（昭和40年規則第3号。以下「規則」という。）、千葉市工事執行規則（昭和41年規則第24号）及び電子入札約款（平成24年4月13日施行）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ちば電子調達システム 千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する入札参加資格審査申請及び電子入札等を行うための情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札システム ちば電子調達システムのサブシステムで、本市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織により処理する情報処理システムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを利用して処理する入札及び開札事務をいう。
- (4) 紙入札 紙媒体による、入札参加資格確認申請書及び入札書の提出を行う入札並びに開札事務をいう。
- (5) 電子入札案件 本市が発注する調達案件のうち、入札公告（公示を含む。）又は指名通知書において電子入札であることを明示したものをいう。
- (6) 特定認証局 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うことができる機関をいう。
- (7) I Cカード 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される、電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子証明書を格納しているカードをいう。
- (8) 入札参加申請締切日時 電子入札案件において、入札参加申請期間の末日及び指定する時刻をいう。
- (9) 入札書提出締切日時 電子入札案件において、入札期間の末日及び指定する時刻をいう。
- (10) 電子くじ 電子入札案件において、落札となるべき札が複数提示された場合に、電子入札システムにより行う電子的なくじをいう。
- (11) 受注者ポータルページ ちば電子調達システムの入り口となるウェブサイトをいう。

(12) 契約者 千葉市建設工事入札参加資格者名簿、千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿、千葉市物品入札参加資格者名簿又は千葉市委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている入札参加者の代表者（年間委任状が提出されている場合は、受任者）をいう。

(13) 契約事務担当職員 規則第3条第2項に規定する者をいう。

(利用システム)

第3条 本市の電子入札はちば電子調達システムの電子入札システムを利用して実施するものとする。

(電子入札システムの運用時間)

第4条 電子入札システムの運用時間は、原則無休とし、午前8時00分から午前0時00分とする。ただし、システムメンテナンス等により電子入札システムを停止できるものとし、その場合は、受注者ポータルページ又は千葉市契約課ホームページにより利用者に周知するものとする。

(電子入札システムの利用者)

第5条 電子入札システムを利用する者は、資格者名簿に登載され、ICカードの利用者登録をした者でなければならない。

(ICカードの名義人)

第6条 ICカードの名義人（商号又は名称、所在地等の証明情報を含む。以下同じ。）は、資格者名簿に登録された契約者でなければならない。ただし、契約者は資格者名簿に登録された代表者のICカードを利用できるものとする。

2 電子入札においては、復代理人の選任は認めない。

(ICカードの利用者登録)

第7条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードの取得後（再取得を含む。）、電子入札システムの利用者登録を行わなければならない。

2 ICカードの利用者登録を行う際は、資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3 特定建設工事共同企業体の場合は、当該企業体の代表構成員が単体企業として利用者登録したICカードを使用するものとする。

(利用者登録内容の変更)

第8条 前条の利用者登録を行った者は、電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

なお、変更内容は次に掲げるものとする。

(1) 企業情報

ア 代表電話番号

イ 代表FAX番号

ウ 部署名

(2) 代表窓口情報及びICカード利用部署情報

ア 連絡先名称(部署名)

イ 連絡先郵便番号

ウ 連絡先住所

エ 連絡先氏名

オ 連絡先電話番号

カ 連絡先FAX番号

キ 連絡先メールアドレス

(ICカードの更新)

第9条 入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。なお、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

2 更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」、「ICカード取得者氏名」、「ICカード取得者住所(ローマ字表記)」及び「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

3 ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用することができないものとする。

(ICカードの失効)

第10条 次の各号に示す事象が発生した場合は、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

(1) 紛失・盗難

(2) 破損

(3) 利用中止

(4) ICカードがロックしたとき(ICカード用PINの誤入力)

(5) 名義人となっている代表者を変更したとき

(6) 次に掲げる電子証明書情報を変更したとき

ア ICカード企業名称

イ ICカード取得者氏名

ウ ICカード取得者住所

エ 所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店所在地が変更となった場合のみ）

（7）利用者が退職したとき

（入札参加中のＩＣカードの取扱い）

第11条 入札参加者は、入札参加申請から開札手続きが終了するまで、同一のＩＣカードを使用するものとする。ただし、入札参加申請日以降にＩＣカードの名義人の変更を行った場合においては、この限りでない。

（ＩＣカードを不正使用した場合の措置）

第12条 市長は、入札参加者がＩＣカードを不正に使用した場合、指名停止措置等のほか、次に掲げる取扱いができるものとする。なお、ＩＣカードの不正使用とは、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

（1）落札決定までに不正使用が判明した場合は、不正使用を行った案件への入札参加資格又は指名を取り消す。

（2）落札決定後から契約締結までに不正使用が判明した場合は、落札決定を取り消す。

（3）契約締結後に不正使用が判明した場合は、契約を解除する。

（入札参加申請）

第13条 電子入札案件における入札参加申請は、原則として、電子入札システムにより行うものとする。ただし、第15条第1項の規定により紙入札での参加が認められたときは、この限りでない。

2 入札参加申請に必要な書類（以下「入札参加申請書類」という。）は、入札参加申請締切日時までに、電子入札システムのファイル添付機能を利用して、電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札参加申請を行った後は、当該入札参加申請の取下げをすることはできない。

4 提出した入札参加申請書類に不備があることが判明した場合は、契約事務担当職員の了承を得た上で、入札参加申請締切日時までに、郵送又は持参により再提出することができる。

その際、電子入札システムにおいて入札参加申請したことを証明する書類として、入札参加申請後に表示される「競争参加資格確認申請書受信確認通知」画面を印刷したもの添付するものとする。

（添付ファイル）

第14条 添付するファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、以下のとおりとする。なお、別途指定があるものはそれに従うものとする。

使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2010 形式以下
Microsoft Excel	Excel2010 形式以下
PDF ファイル	Ver. 1.7 形式以下
DocuWorks ファイル	Ver. 7.0 以下
画像ファイル	JPEG、GIF、TIFF 形式
テキストファイル	—

- 2 入札参加申請書類及び入札書に添付するファイルは、zip 形式により圧縮し、3 MB 以下 のサイズとする。
- 3 入札参加者は、電子入札に使用する電子計算機にウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用し、電子ファイルの添付の際にウ イルス感染のチェックを行わなければならない。
- 4 添付ファイルのサイズが3 MBを超える場合は、契約事務担当職員の了承を得た上で、 入札参加申請締切日時までに、電子入札システムで添付できなかつた書類を郵送又は持参 により提出するものとする。

その際、電子入札システムにおいて入札参加申請したことを証明する書類として、「競争 参加資格確認申請書受信確認通知」画面を印刷したものを添付するものとする。

- 5 契約事務担当職員は、添付されたファイルにウィルス感染があった場合、速やかに当該 ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、電子入札システムの障害等を調査し、 必要な対応をとるものとする。

(紙入札における入札参加申請)

第15条 次の各号に定める場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

(1) 当初から紙入札を認める場合

ア 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令 第372号）の第4条に規定する特定調達契約において、紙入札を希望する場合

イ 資格者名簿に登録された契約者の変更に伴うICカードの名義人変更、ICカード の更新及び破損並びに電子計算機等のシステム障害などやむを得ないと認められる理 由により、電子入札システムの利用ができない場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める場合

電子入札システムで入札参加申請を行った者が、ICカードの破損、電子計算機等の システム障害などやむを得ないと認められる理由により、電子入札システムが利用でき なくなった場合

(3) 電子入札システムの障害等、本市の都合により紙入札に変更する場合

- 2 前項第1号及び第2号により紙入札を希望する者は、次の各号に定める締切日時の2時

間前までに契約事務担当職員に電話等で連絡した後、各号に定める手続きをしなければならない。

(1) 前項第1号による場合にあっては、入札参加希望者は、入札参加申請締切日時までに紙入札方式参加申請書（様式第1号）、一般競争入札参加資格確認申請書（千葉市一般競争入札実施要領様式第1-1号又は第1-2号）及び入札参加申請書類を提出し、契約事務担当職員の承諾を得なければならない。

(2) 前項第2号による場合にあっては、入札参加者は、入札書提出締切日時までに紙入札方式参加申請書を提出し、契約事務担当職員の承諾を得なければならない。

3 紙入札方式参加申請書を提出した後は、当該案件において電子入札による手続きを行うことはできない。ただし、事前に電子入札システムにより提出した書類は、有効なものとして取り扱うものとする。

4 紙入札による入札参加者は、入札書提出締切日時までに入札書（様式第2号-1、第2号-2又は第2号-3）及びその他提出を求められている書類、若しくは辞退届（様式第3号-1、第3号-2又は第3号-3）を、商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出するものとする。なお、入札書には任意の3桁のくじ番号を記載するものとする。

（入札日等の変更）

第16条 電子入札案件において、入札書提出締切日時、開札予定日時等に変更が生じた場合は、千葉市契約課ホームページで変更事項を公表するとともに、入札参加者に電子入札システムから発行される変更通知及び電子メール等の方法により連絡する。

（入札の中止）

第17条 電子入札案件において、入札を中止するときは、千葉市契約課ホームページで公表するとともに、入札参加者に電子入札システムから発行される中止通知及び電子メール等の方法により連絡する。

（入札時における添付書類）

第18条 入札時に積算内訳書等の必要書類（以下「入札時における添付書類」という。）の添付をすることとなる案件においては、電子入札システムのファイル添付機能を利用して、電子ファイルを入札書提出時に送信するものとする。

2 入札時における添付書類の提出に当たっては、前項に掲げる事項のほか、第14条の規定によるものとする。この場合において、「入札参加申請書類」とあるのは、「入札時における添付書類」と読み替えるものとする。

（保留通知）

第19条 入札が保留となったときは、入札参加者に電子入札システムから発行される保留

通知及び電子メールにより連絡するものとする。なお、その際、保留通知に保留理由を記載することとする。

(入札結果)

第20条 入札の結果は、受注者ポータルページ又は千葉市契約課ホームページで公表するとともに、入札参加者に電子入札システムから発行される落札者決定通知書及び電子メールにより連絡するものとする。ただし、紙入札による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもってこれに替えるものとする。

(電子くじ)

第21条 電子くじにおいては、くじの公平性を保つため、入札参加者が入力した任意の数値（くじ入力番号）及び処理時刻を用いた演算式により、電子入札システムにおいて落札者を決定する。

2 紙入札による入札参加者が提出した入札書にくじ番号の記載漏れがあった場合は、電子入札システムにより生成された3桁の数字をくじ番号とする。また、記載されたくじ番号が3桁に満たない場合は、くじ番号の空の位に「0」を付すことにより3桁の数値とする。

(再度入札)

第22条 再度入札の通知は、再度入札に参加することができる者に対し、電子入札システムにより発行するとともに、電子メール等の方法により連絡をするものとする。

2 再度入札における入札書の提出にあたっては、電子入札約款第2条第2項の規定を準用し、入札時における添付書類の提出に当たっては、第18条の規定を準用し、辞退届の提出に当たっては、電子入札約款第3条第2項の規定を準用するものとする。また、紙入札にあたっては、第15条第4項の規定を準用するものとする。

(責任範囲)

第23条 電子入札において、入札参加申請及び入札書又は辞退届は、送信データが電子入札システムに到達した時点で提出されたものとする。

(免責事項)

第24条 電子入札システムの利用により発生した如何なる損害についても、本市はなんら責任を負わないものとする。

(障害発生時の対応)

第25条 契約事務担当職員は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行が困難となった場合は、状況を調査し、復旧見込み等を総合的に判断して、入札参加申請及び開札の延期又は中止、紙入札への変更等必要な対応をとるものとする。また、必要に応じて、千葉市契約課ホームページにおいて公表し、電話、ファクシミリ等の方法により入札参加者に連絡するものとする。

(規定の準用)

第26条 この基準の規定は、随意契約における見積書の徵収の場合にこれを準用するものとする。

2 前項にかかわらず、見積通知書等により別に定めがある場合又は契約事務担当職員が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この運用基準は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月13日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

紙入札方式参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名

印

下記案件について、電子入札システムによる電子入札に参加することができないので、紙入札方式による参加を申請します。

記

1 件 名	
2 電子入札に参加 できない理由	<input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため再取得の手続き中 <input type="checkbox"/> ICカードの破損、紛失による再取得手続き中 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載してください) ----- ----- ----- -----

紙入札を行うにあたって、正当な理由がないと認められる場合は、この申請を受理しない場合があります。

入札（見積）書

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

十億 百万 千

金額											円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

くじ番号

くじ番号	_____	_____	_____
------	-------	-------	-------

契約締結に関する法令、千葉市契約規則及び千葉市工事執行規則の定めるところに従い、上記の金額に当該金額の8%を加算した金額で請負いたく、設計図書および現場等熟観の上、入札（見積）します。

平成 年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所 _____
入札（見積）人 _____
商号又は名称 _____
代表者（受任者）職氏名 _____ 印 _____

注1) 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の前の枠に￥をつけること。

注2) くじ番号は、3桁の任意の数字を記入すること。

入札（見積）書

委託名 _____

委託場所 _____

十億 百万 千

金額	十億	百万	千	円

くじ番号

--	--	--	--

契約締結に関する法令及び千葉市契約規則の定めるところに従い、上記の金額に当該金額の8%を加算した金額で請負いたく、設計図書および現場等熟覧の上、入札（見積）します。

平成 年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所 _____
入札（見積）人 _____
商号又は名称 _____
代表者（受任者）職氏名 _____ 印 _____

注1) 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の前の枠に￥をつけること。

注2) くじ番号は、3桁の任意の数字を記入すること。

入札（見積）書

物 品 名 _____

請 求 課 _____

納 入 場 所 _____

金額	十億			百万			千				円
----	----	--	--	----	--	--	---	--	--	--	---

くじ番号			
------	--	--	--

契約締結に関する法令及び千葉市契約規則の定めるところに従い上記の金額に当該金額の8%を加算した金額で指定の物品を納入（請負）したいので、仕様、数量、および納入期日その他説明事項等、全て承諾の上入札（見積）します。

平成 年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所 _____
入札（見積）人 _____
商号又は名称 _____
代表者（受任者）職氏名 _____ 印 _____

注1) 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の前の枠に￥をつけること。

注2) くじ番号は、3桁の任意の数字を記入すること。

入札（見積）辞退届

工事名 _____

工事場所 _____

上記案件について、下記理由により入札（見積）参加を辞退します。

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

印

（あて先）千葉市長

記

辞退理由

- 1 手持ち工事等が多く、さらに工事等を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 2 この工事等を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

【注意事項】

- 1 この届は、入札（見積）期間中に契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送（入札（見積）期間中に到達するものに限る。）してください。
- 2 入札を無断で辞退することがないよう十分御留意ください。
- 3 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 4 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 5 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 6 辞退理由5の場合には、（ ）内に理由を簡潔に記入してください。

入札（見積）辞退届

委託名 _____

委託場所 _____

上記案件について、下記理由により入札（見積）参加を辞退します。

年　　月　　日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者（受任者）職氏名

印

（あて先）千葉市長

記

辞退理由

- 1 手持ちの業務等が多く、さらに業務等を受注することが困難である。
(向こう　　か月程度)
- 2 この業務等を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人事業者の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（　　）

【注意事項】

- 1 この届は、入札（見積）期間中に契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送（入札（見積）期間中に到達するものに限る。）してください。
- 2 入札を無断で辞退することがないよう十分御留意ください。
- 3 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 4 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 5 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 6 辞退理由5の場合には、（　　）内に理由を簡潔に記入してください。

入札(見積)辞退届

物 品 名 _____

納 入 場 所 _____

上記案件について、下記理由により入札(見積)参加を辞退します。

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名

印

(あて先) 千葉市長

記

辞退理由

- 1 諸般の事情により、指定された納入期限に間に合わないため。
- 2 手持ちの業務・受注案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 3 この業務・案件等を受注した場合、人員の確保が困難である。
- 4 会社(個人事業者の場合には個人)の都合による。
- 5 その他()

【注意事項】

- 1 この届は、入札(見積)期間中に契約事務担当職員に直接持参するか又は郵送(入札(見積)期間中に到達するものに限る。)してください。
- 2 入札を無断で辞退するがないよう十分御留意ください。
- 3 **該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。**
- 4 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 5 辞退理由2の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 6 辞退理由5の場合には、()内に理由を簡潔に記入してください。